

# 豊島区



# 景観形成ガイドライン

## 屋外広告物編



平成30(2018)年6月

# 豊島区 景観形成ガイドライン

屋外広告物編



# 目次

## 第1章 はじめに

- 1. 景観形成ガイドライン屋外広告物編の位置づけと役割 06
- 2. 対象となる屋外広告物 07
- 3. 屋外広告物の掲出にかかる手続き 08

## 第2章 基本事項

- 1. 豊島区が目指す景観まちづくり 10
  - (1) 景観まちづくりの目標 10
  - (2) 景観まちづくり方針 10
- 2. 屋外広告物の表示等の基本的な考え方 11

## 第3章 配慮事項

- 1. 屋外広告物の種類別の配慮事項 14
  - (1) 屋上広告物 14
  - (2) 壁面広告物 14
  - (3) 広告幕 15
  - (4) 突出広告物 15
  - (5) 地上設置広告物 16
  - (6) 立て看板・広告旗 16
  - (7) 電柱・街路灯柱利用広告物 17
  - (8) アーチ 17
  - (9) はり紙・はり札 17
  - (10) 車体利用広告物 18
  - (11) 床面利用広告物 18
  - (12) デジタルサイネージ 18
  - (13) 投影広告物 19
  - (14) 自動販売機 19
  - (15) 窓面を利用した広告物 19
- 2. 色彩計画の配慮事項 20
- 3. 照明を用いた屋外広告物の配慮事項 21
- 4. 広告物の文字（見やすさ、読みやすさ） 22

5. 地域別の配慮事項	23
(1) 一般地域	23
① 住居系の地域	24
② その他の地域	25
(2) 景観形成特別地区	26
① 六義園周辺景観形成特別地区	26
② 池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区	28
③ 雑司が谷地域景観形成特別地区	30

---

## 第4章 屋外広告物とまちづくり

---

1. 屋外広告物を活用したまちづくり	34
--------------------	----